

新旧対照表

【ワシントン条約該当貨物の取扱いについて（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 253 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
関税法施行令等の改正に伴い、その具体的取扱いを下記のとおり定め、昭和 60 年 5 月 1 日から実施することとしたので了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。	関税法施行令等の改正に伴い、その具体的取扱いを下記のとおり定め、昭和 60 年 5 月 1 日から実施することとしたので了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。
記	記
1～6 (省略)	1～6 (同左)
7 <u>関税法第 67 条の 19 に規定する輸入申告等の取扱い</u> <u>関税法第 67 条の 19 に規定する輸入申告等（以下「特例輸入申告等」という。）である場合には、次による。</u>	
(1) <u>ワシントン条約該当貨物が指定検査場（前記 4(1)ロ及びハを除く。後記(2)において同じ。）に蔵置されている場合について、いずれかの指定官署に対して、特例輸入申告等を行うことができる。</u>	
(2) <u>ワシントン条約該当貨物が指定検査場以外の保税地域に蔵置されている場合には、指定検査場に保税運送させたうえで、いずれかの指定官署に特例輸入申告等させるものとする。</u>	
8 (省略)	7 (同左)
9 (省略)	8 (同左)
10 (省略)	9 (同左)
11 (省略)	10 (同左)